

平成18年4月28日

1. 出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	上 田 雄 一
3 番	山 口 裕 子
5 番	大河内 智
7 番	古 川 盛 義
9 番	山 口 良 広
11 番	山 崎 鉄 好
13 番	前 田 法 弘
15 番	石 橋 敏 伸
17 番	小 池 一 哉
19 番	山 口 昌 宏
21 番	吉 原 武 藤
23 番	江 原 一 雄
27 番	高 木 佐一郎
29 番	黒 岩 幸 生

副議長	牟 田 勝 浩
2 番	浦 泰 孝
4 番	松 尾 陽 輔
6 番	宮 本 栄 八
8 番	上 野 淑 子
10 番	吉 川 里 己
12 番	末 藤 正 幸
14 番	小 柳 義 和
16 番	樋 渡 博 徳
18 番	大 渡 幸 雄
20 番	松 尾 初 秋
22 番	平 野 邦 夫
26 番	川 原 千 秋
28 番	富 永 起 雄
30 番	谷 口 攝 久

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	緒 方 正 義
次長兼総務係長	黒 川 和 広
議 事 係 長	松 尾 和 久
議 事 係 員	森 正 文

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	藤	崎	勝	行
福	祉	保	中	原	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	田	代	裕	志
北	方	支	末	次	隆	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	木	寺	甚	藏
総	務	課	古	賀	雅	章
財	政	課	森		基	治
選	挙	管	古	川	正	明
農	業	委	森	山	義	秀
員	会	事				
務	局	長				
局	長					

議 事 日 程 第 4 号

4月28日（金）10時開議

日程第1	第1号議案	専決処分の承認について（武雄市役所の位置を定める条例ほか204件）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第2	第2号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市一般会計暫定予算ほか11件）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第3	第3号議案	専決処分の承認について（町の区域の設定）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第4	第4号議案	専決処分の承認について（指定金融機関の指定）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第5	第5号議案	専決処分の承認について（公平委員会の事務の委託）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第6	第6号議案	専決処分の承認について（杵藤地区広域市町村圏組合の高速自動車国道に関する救急業務に係る関係関連事務の受託）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第7	第7号議案	専決処分の承認について（佐賀県土地改良事業団体連合会への加入）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第8	第8号議案	専決処分の承認について（杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第9	第9号議案	専決処分の承認について（佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第10	第10号議案	専決処分の承認について（佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第11	第11号議案	専決処分の承認について（佐賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第12	第12号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市一般会計暫定

		補正予算（第１回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第13	第13号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市国民健康保険特別会計暫定補正予算（第１回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第14	第14号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市老人保健特別会計暫定補正予算（第１回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第15	第15号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市農業集落排水事業特別会計暫定補正予算（第１回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第16	第16号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計暫定補正予算（第１回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第17	第17号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計暫定補正予算（第１回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第18	第18号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市給湯事業特別会計暫定補正予算（第１回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第19	第19号議案	専決処分の承認について（平成18年度武雄市一般会計暫定予算ほか11件）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第20	第20号議案	専決処分の承認について（武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第21	第21号議案	専決処分の承認について（武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第22	第22号議案	専決処分の承認について（武雄市税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第23	第23号議案	専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）

日程第24	第24号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市一般会計暫定補正予算（第2回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第25	第25号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計暫定補正予算（第2回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第26	第26号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市土地地区画整理事業特別会計暫定補正予算（第2回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第27	第27号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市競輪事業特別会計暫定補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第28	第28号議案	専決処分の承認について（平成17年度武雄市病院事業会計暫定補正予算（第1回））（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第29	第29号議案	専決処分の承認について（武雄市過疎地域自立促進計画）（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第30	第30号議案	武雄市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第31	第31号議案	監査委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第32	第32号議案	監査委員の選任について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第33	第33号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第34	第34号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第35	第35号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第36	第36号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第37	第37号議案	教育委員会委員の任命について（質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決）
日程第38	第38号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑・所管

		常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第39	第39号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について(質疑・所管 常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第40	第40号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について(質疑・所管 常任委員会付託省略・討論・採決)
日程第41	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員 会付託省略・討論・採決)
日程第42	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について(質疑・所管常任委員 会付託省略・討論・採決)
日程第43	報告第1号	専決処分の報告について(質疑)
日程第44	杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙	
日程第45	杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙	
日程第46	杵島工業用水道企業団議会議員の選挙	
日程第47	閉会中の継続調査の申し出について(各委員会調査事件)(決議)	

開 議 10時19分

○議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。前日に引き続き本日の会議を開きます。

市長から提出されました第31号議案から第40号議案まで10件の議案と、諮問第1号及び諮問第2号を追加上程いたします。

日程に基づき議案審議を行います。

日程第1. 第1号議案 武雄市役所の位置を定める条例ほか204件の条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。それでは、議案集1ページをお願いいたします。

第1号議案は、武雄市役所の位置を定める条例ほか204件の条例を定めたものです。新市発足時において定める必要のある条例について、合併協議会の協議結果を踏まえて条例の専決処分を行い、同日施行しております。今後本市の施策が定まり次第、随時その他の条例についても提案を行わせていただきたいと思いますと考えております。何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(杉原豊喜君)

第1号議案について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第1号議案は所管の常任委員会付託を省略します。

第1号議案について討論を開始いたします。23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま議題となりました第1号議案 専決処分の承認について、条例第52号に関して反対の討論を申し上げさせていただきます。

なお、本条例は、第19号議案 平成18年度武雄市一般会計暫定予算との関係もありますので、あわせて関連して反対討論を申し上げさせていただきます。

条例第52号 武雄市税条例につきまして、固定資産税の税率に関する項目の第62号 固定資産税の税率は、100分の1.55とする。

なお、不均一課税による固定資産の税率を定められております。この件に関して、この経緯につきましては、御承知のとおり1市2町の合併協議会で確認をされたとして、山内町、北方町は、県下で一番高い旧武雄市の固定資産税率に合わせられています。私は、このことは、さきの選挙選の中でも町民の大きな不満と怒りを呼び起こしたと考えております。

県内を見ても、新たに合併した小城市、神崎市、嬉野市も税率は1.4%であります。これまで7市を見ても、佐賀、唐津、鳥栖、伊万里は税率1.4%であります。国が示す標準税率を守られているところであります。鹿島市、多久市につきましては1.5%という税率を指定されております。

このことを見ても、県内10市の中でも現在の武雄市の1.55%というのは本当に県下一高い税率であります。この県下一高い武雄市の税率に合わせていくことは、山内町、北方町民にとっては納得できるものではありません。

昨年の12月15日、1市2町の合併協議会で、元山内町長、北方町長は町民世論の声を受けて、新しい武雄市議会の中でこの固定資産税の税率見直しを求める報告と提案の経過となっております。私は、市民、町民の立場に立つべきだと考えております。それは何よりも、所得税、市民税は所得があって納めるものですが、固定資産税は、所得がなくても納めなければならない憲法上の国民、市民の義務であります。このことを根本に据えて市政の運営に当たるべきではないかと考えるものであります。

よって、平成18年度との関係で申し上げますと、山内町、北方町の固定資産税の不均一課税による税率の引き上げで、1.48%を即平成18年度から施行されました。このことは、合併をしただけで値上げになるというのは、まさに先ほど指摘したとおりであります。山内町、

北方町民の皆さんの思いと全くかけ離れてしまうのではないのでしょうか。直ちに1.4%に戻すべきことを求めて反対の討論といたすものであります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

○30番（谷口攝久君）〔登壇〕

私は専決の議案につきましては賛成の立場で。

本来、この固定資産税の引き上げ等につきましては経過があります。それにつきましては、確かに山内、北方の両町は固定資産の税率が低く、今回の値上げは0.08%上がるわけでございますけれども、實際上、いわゆる段階的に新市の一体感ということと同時に、都市計画税を取らないために、固定資産税をある程度1.55%まで引き上げることによって、武雄市の全体的な都市の計画を進めていくという段階の中でそういう処理をしてあったわけでございます。合併協議会の中で随分論議をしました。

ここにいらっしゃる議員諸公、また、合併協議会に参加された方々は、段階的に、要するに激変緩和措置をとるために、固定資産の評価がえの時期に2回にわたってやりましょうと。そして、少しでもそういうものに対する理解を深めながら、そして、新しい市のまちづくりのために必要な経費は確保しましょうと。そしてまた、それに見合うそれ以上のものをほかの政策の中で実現していったらいいじゃないかということで、そういうことについて合併協議会でも了承し、その年度の、いわゆる評価がえの時期が本年度にあったということでございまして、それについては、そういう問題についてそれぞれの両町の方々のすべての理解があっているもの、要するに議会でそういうものがあっておるものだという理解をして専決処分がなされたということでございますので、これについては私は合併協議会の委員として、上げることがいいということではございません。そういうことについて理解をした上で、新しいまちづくりのために必要な財源は確保しようということでの議案の提出でございますので、あえて私は賛成ということをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

皆様おはようございます。私は、第1号議案の条例第55号、専決処分条例集（その1）、322ページに掲載されておりますけれども、武雄市国民健康保険税条例について、今回専決された被保険者に係る所得割額100分の9.9に改定された件、第3条並びに被保険者均等割額1人について23千円とする第4条、それから、世帯別平等割額1世帯について32千円とする第5条、以上の内容については、反対の立場から討論いたします。

国保加入世帯に与える負担額の深刻さというのは、今日でも既に明らかです。例えば、今回改定された内容をモデルごとに見てみますと、二つのケースをあえてここで出したいと思えます。所得2,000千円の夫婦40歳から64歳——これは介護保険との関係で年齢を区切ってみました——の場合は、293,300円のこれまでの保険税が319,300円と、26千円の負担増になります。これは介護保険の2号被保険者の場合で、これも加えられております。

もう一つの例で、所得3,000千円で4人家族の場合を見た場合に、これまで438,300円が新年度から478千円、39,700円の負担増です。いずれも、先ほど言いましたように介護保険を含んだものであります。

合併前の平成17年度、国保税の1市2町の分として、合併後の新しい条例のもとでの国保税の増加分を比較してみると、あくまでもこれは調定前ですから見込みの枠を超えませんが、旧武雄市で増加分は医療分で93,816,500円、それに介護分で12,455,500円、旧北方町で、医療分で見ますと23,930,900円、介護分で794,800円、旧山内町で見ますと医療分が7,702,900円、介護分が185,700円。この合併協で論議された内容といいますのは、いわば国保税に関して言いますと、税率は従来の武雄市の9.2を9.9に、山内町に合わせるという内容から今回提案された内容です。

一番影響が大きい旧武雄市の場合、先ほど言いましたように所得額を9.2から9.9、均等割を22千円から23千円に1千円の負担増、平等割も31千円から32千円に1千円の負担増、それぞれに引き上げた結果、さきに述べた影響額が、モデルで見た場合も、あるいは総額で見た場合も大きな影響額が出ております。

今でも払えない世帯が増加しているというのは、1市2町それぞれ状況は同じではないでしょうか。国保会計の厳しさと国保世帯の負担の重大さの最大の要因というのは、国の補助率を45%から38.5%に引き下げたこと、これが第一であります。県の助成は、47都道府県の中でも佐賀県はほとんどゼロに等しい状況です。さらに武雄市の場合、一般財源からの独自の繰り入れというのは策があっておりません。ここの仕組みを変えていく努力がない限り、また、医療費の伸びをいかに抑えるかと、これは予防対策を重点に切りかえていく以外にありませんけれども、そうした取り組みの内容を変えていくことも国保税を値上げさせない一つの重要な施策だろうというふうに考えております。

以上のことを指摘いたしまして、条例第55号並びに後ほど審議される第19号議案にも関連しての反対討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

○27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

それでは、賛成の立場で発言をさせていただきます。

国保の財政の問題というのは、本当に市町村にとっては大きな財政負担の問題でありますと同時に、市民、県民にとっても大変大きな財政的な、家庭の生活の問題としては大きいものがあります。

今、平野議員の方から国保税の問題について反対の立場で発言をされました。その中に国保会計の問題点を指摘されております。

一つは国の補助の問題、国が市町村の行う国保財政に対して負担を減らしていくという、あるいはどうしても会計が成り立たないという中で、一般会計の中から国保会計の中に繰り出しをしていくという問題、それから、今の医療制度全体の問題でありますけれども、医療費の動向、これは高齢化の問題と兼ね合いがあるわけでありましたが、そういう中で、医療というものを予防に振りかえていく、これは市町村の仕事だと思うわけでありましたが、こういう問題を指摘されます。根底にはそこがあるわけでありまして、1市町村がさまざまな努力、例えば、徴収率の向上その他でいろんな努力をされている、もちろんその中で一番問題になるのは、税を課すその算定ですね。それがやっぱり一番実態に合った、そういう所得に合った課税をされるのかどうか、国保税の課税をされるのかどうかという問題点は非常に多く見られるわけであります。

しかしながら、今1市2町合併をいたしまして、抱えている問題というのは、武雄市の場合も山内町の場合も北方町の場合も同じような財源の不足、一方では医療費の高騰というものがあるわけであります。

そういう中で、1市2町をどう平均化していくのかということになれば、先ほど指摘のあったように、旧武雄市の分がどうしても負担がふえざるを得ない。これは平均化をすれば、プラスのところマイナスのところというふうに非常に出てくる。はっきり言って、この場合はプラスマイナスじゃなくて、より多く負担が出てくるところというのが出てくるわけがあります。

しかし、それは先ほど谷口議員の賛成討論の中にもありましたように、今までの合併協議会の中でこの分については協議をされてきているわけでありまして。課題としては現実の問題として残っているわけでありまして、これで、すべて私もいいというふうには、これでもう改善する部分というのはないというふうには決して思いませんが、しかし、今後の課題としてその部分があるとしても、スタートの時点については財政的な均衡をやはりとらざるを得ないのではないかというふうに思うわけであります。

その点について不均衡な武雄、北方、山内それぞれの部分については、旧市、旧町の皆さんについては多少の——多少というか、影響が出てくることについては、大変残念であります、その部分を含めて、それがいわゆる合併の結果だというふうに私は認識をしておるところであります。

今回については、合併をスタートして新たに国保財政の一本化をするということでありま

すので、その点についてはぜひ認めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

採決します。御異議がありますので、起立により採決を行います。第1号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、第1号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2．第2号議案 平成17年度武雄市一般会計暫定予算ほか11件の予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

それでは、議案集10ページをお願いいたします。

第2号議案は、合併に伴い新市の運営に当面必要な経費を平成17年度武雄市一般会計暫定予算ほか11件の暫定予算として定めたものです。その内容は、一般会計のほか、特別会計として国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計、競輪事業特別会計、給湯事業特別会計、交通災害共済特別会計の暫定予算を定めています。

また、企業会計として病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計の暫定予算を定めています。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第2号議案について質疑を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

提案されております17年度の暫定予算に関する説明書から質疑をしていきたいと思います。

ページで言えば、これは区画整理事業特別会計の第6ページであります。この22節の補償補てん及び賠償金に係って125,530千円建物等移転補償費が計上されております。この件に関して1点質問をしておきたいと思います。

後ほど討論の中で詳しく述べますが、12月9日に物件移転契約書、これは南国ビルと武雄市が契約をした内容であります。この物件移転契約書の356,866,900円、これが移転補償費の中身です。この第4条に関してですが、この契約は第1条で18年3月31日までに移転する。これは17年12月9日に交わされた契約書です。第4条の乙は、第1条の移転期限経過後、なおこの物件があるときは、甲がこれを放棄したものとみなし、任意に処分す

ることができるものとする。いわば乙というのは武雄市、甲は南国ビル。したがって、18年3月31日までに完了できなかったという場合には、第4条、武雄市が、甲がこれを放棄したものとして任意に処分することができる、こういう契約書の中身になっております。もう既に3月31日が過ぎたわけで、建物は依然として建っております。もう既に金は12月19日に70%支払ったと、こういう経緯がありますけれども、それでなおかつ3割分がここに補償補てん及び賠償金として計上されております。この契約に則してここに計上されたものがどうなのか、担当の方から答弁をお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

おはようございます。お答えを申し上げます。

契約時期がおくれることによって年度内に完成が見込めないものの取り扱いということで、予算は単年度主義をとっておりまして、年度内に完成する契約を原則といたしております。しかし、補償契約につきましては早くから補償額の交渉を行っておりまして、交渉が難航する場合等が予想されますので、交渉成立時に契約することで権利者の心証等を害することなく進めることができると。この案件におきましても、完成が見込めない場合は繰り越し手続が必要になります。国においても、用地交渉の難航を理由として繰り越しすることについては承認をされておりますので、そのような取り扱いをいたしたところでございます。

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

今部長が申しましたように、予算は単年度主義が原則であって、繰越明許というのはいわば事故繰り越しだとか例外的な措置ですよ。私が質問したのは、契約そのものが12月9日という時点で移転補償させるという、そういう確信があったのかどうかです。したがって、3月31日を契約の期限としております。ですから、今度の補正予算を見ますと、補正の第2回、いわゆる3月31日に繰越明許を専決しますよね。私が言っているのは、この契約の第4条、あえてここに3月31日までにこれが実施されなければ、いわば乙という武雄市は強制処分するわけですよ。私は強制処分せろとは言いませんけれども、強制執行ですか、そういう権限を与えておるわけです、武雄市に対して。この契約と例外的な繰越明許というのが、もうその当初からこのことは考えよらしたと。物理的に12月9日から3月31日までといいますと3カ月半ですか、当然執行部としても無理だという前提のもとにこの契約が交わされた、物理的に見てですよ。

そういう契約と繰越明許費の関係では、繰越明許費を優先されましたけれども、契約の方がはるかに重いのではないかと。そうすると契約不履行に対してどういう措置があるかというと、なかったものにするというのが一つの方法ですよ。あるいは公共の福祉に損害を与え、という場合に強制執行をするのか、そのどちらの方法をとられたのか。繰越明許の方をと

られたと。契約の重みというのはどうなのか。契約の重みから言うと、先ほど言いましたように契約不履行ですから、いわば予算の減額処分、なかったものとするというのも選択肢の一つだと。執行部としてどういうふうにそこら辺、担当部長が変わられたばかりですから、それはかなり難しい質問になっているかも知れませんが、そこは仕方がないことですね。そこら辺の執行部の見解をまとめて答弁いただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

答弁が少し後先になった点おわび申し上げたいと思いますが、今御指摘の部分でございますけれども、御指摘のとおり、3月31日までに物件移転というのが物理的にできないということで、今年度3月31日に再契約をいたしまして、来年、19年の3月末までということで契約をいたしておるところでございます。それに伴って、先ほど申し上げましたような繰越明許をするという処理をいたしております。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第2号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第2号議案について討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

_____〔発言取り消し〕_____

本論に移ります。

第2号議案の平成17年度武雄市一般会計暫定予算ほか11件中、平成17年度武雄市土地区画整理事業特別会計暫定予算の専決処分について反対であります。

1款1項、事業費、22節の建物等移転補償費125,530千円についてであります。これは第26号議案 同事業特別会計暫定補正予算(第2回)の繰越明許とも関係する議案ですけれども、これは一昨年9月以降、新たに事業計画が変更になり、街なか広場を建設するに当たって南国ビルを移転させ、そのための移転補償、営業補償をするというものです。

昨年12月9日に交わされた物件移転補償契約によりますと、武雄市を乙として、南国ビル甲に対して武雄市は356,866,900円を物件の移転料及び移転によって受ける損失の補償金として支払うものとなっております。他に15店舗の移転雑費や営業補償等約60,000千円、合計417,243千円となっております。

同契約書の第6条、契約締結後契約金額の100分の70以内を甲すなわち南国ビルに支払い、残額は物件移転が完了したことを確認した後——任意処分したことを含むとなっておりますね、契約書では——に支払うものとするとなっております。もう既に7割分の292,070千円は、昨年12月19日に支払い済みであります。小切手ではなくて現金で支払ったというふうに聞いております。これは、昨年12月議会の私の一般質問に対する答弁で明らかになったわけですが、この残り3割分が区画整理事業特別会計暫定予算に計上され、第2回補正3月31日に専決処分された繰越明許費となってきております。

問題の第1は、この事業、すなわち街なか広場の建設理由を、南国ビル移転させるという事業が市民を納得させ得る理由があるのかどうか、その点であります。市民の合意を得られる内容かと、事業内容が。実は一昨年の9月に区画整理審議会が開かれて、事業内容が初めてそこで説明があったと聞いております。その事業内容を説明した後に、しばらくこのことは秘密にしておいていただきたい、こういう条件がついておりました。そういう話があったと。そこに端的に市民の合意を得るのは難しい、そういう提案した側の悩みにしちゃ良心的だけでも、そういうのが見えてきます。

第2には、契約にある平成18年3月31日までに移転完了するという期日の設定であります。どう考えても物理的に不可能だと。これを前提にして予算の継続を繰越明許という方法を前提にしている点であります。

予算の単年度主義という原則からすれば、執行部の大変な努力、これはわかるんですけれども、これは求められていきますので、3月末をもって減額補正をし、事業そのものを改めて見直す、市民に問う、これも大事な選択肢の一つではないでしょうか。単年度主義という原則が安易に繰越明許をすることで崩されていくという心配があります。繰越明許をせざる

を得ない理由をすべて明らかにして市民の合意を得る、改めてまた議会の同意を得ることを強く求めておきたいと思います。

と同時に、先ほど議案質疑で出されました再契約をしたと、19年3月末日に再契約をして、そして、これを繰越明許したいということでもありますので、これは委員会への分割付託ではありませんから、ぜひ議長にお願いしたいんですけれども、この再契約の中身、これはぜひひとつ全議員に資料として配付方お願いをして反対の討論といたします。

○議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

○6番（宮本栄八君）〔登壇〕

賛成の立場で討論させていただきます。

これは私、前建設委員会におりまして、副委員長でありまして、ちょっと責任の一端というですかね、そういうのもありますので説明させていただきます。

まず、街なか広場の必要性については、それはもう区画整理審議会の中でも認められておりますし、これに対する予算は前の議会で通っております。ということは、武雄市としてはこの必要性、予算執行については市民的な確認がとれたということになっておりますので、必要性はあるということです。

そして、区画整理審議会の人々がまだ内緒にしてくれと言ったのは、全体に伝える前に個々に知ることが不平等を生じるかもしれないということで、まだちょっとある一定の時間言わないでくれというふうに言われたと思います。

そして、単年度主義の原則というのは、例外のない原則はありませんので、これが正当な理由であれば特に問題はないと思います。

以上のことで賛成の討論にかえたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

先ほど提案しました再契約の資料ですね。これは委員会付託が省略されていますので、全議員にその内容を示していただきたいことについての取り扱いは、議長としていかがでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

暫時休憩いたします。

休	憩	10時56分
再	開	11時1分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開いたします。

先ほど22番平野議員より御提案がございました資料の提出については、その取り扱いについて議会運営委員会で協議をお願いいたしたいと思いますので、議会運営委員会を開催いたしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休	憩	11時 1 分
再	開	11時21分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

先ほど資料の取り扱いについては、執行部から変更の内容を説明させていただくということになりましたので、執行部の答弁を求めます。大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

物件移転の再契約書について、変わった点を御説明申し上げたいと思います。

変わりましたのは、契約書の第1条中に平成18年3月31日としておりましたのを、平成19年3月30日に変更すると、この1点でございます。他については変更ございません。

〔22番「議長、発言の訂正があります」〕

○議長（杉原豊喜君）

平野議員より発言の申し出がっております。これを許可します。22番平野議員

○22番（平野・夫君）

_____〔発 言 取 り 消 し〕_____

_____先ほど言いました、_____項目について削除をお願いしたいというのを、議長の取り計らい、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

22番平野議員の申し出のとおり取り扱いをさせていただきます。

討論をとどめます。

本案につきましては、御異議がありますので起立により採決を行います。

第2号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第2号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第3．第3号議案 町の区域の設定の専決処分の承認についてから、日程第11．第11

号議案 佐賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更の専決処分の承認についてまでの9件の議案を一括の議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

それでは、議案集は12ページからでございます。

まず第3号議案は、新たに町の区域として合併前の山内町及び北方町の区域をそれぞれ山内町及び北方町として設定したものです。

次に、14ページ、第4号議案でございます。

これは公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせるため、株式会社佐賀銀行を新市の指定金融機関として指定したものです。同行を指定する理由でございますが、本市には普通銀行、信用金庫などの金融機関がございますが、その中から事務所の規模、県内の指定状況、事務処理体制、合併前の1市2町とも指定金融機関が佐賀銀行だったなど、これまでの実績を勘案し決定したものでございます。

次に、16ページからでございます。

第5号議案は、合併前に1市2町がそれぞれ県に委託していた公平委員会の事務を改めて新市が県に委託することにしたものです。

次に、19ページからでございます。

第6号議案は、合併前に杵藤地区広域市町村圏組合から武雄市が受託してきた高速自動車道における救急業務にかかわる関連事務について、改めて同組合から新市が受託することにしたものでございます。

次に、22ページからでございます。

第7号議案は、合併前に1市2町がそれぞれ加入していた佐賀県土地改良事業団体連合会に改めて新市が加入することにしたものでございます。

次に、24ページからでございます。

第8号議案は、白石町の議会選出の組合議員が1名減少することにより、杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部変更をするものでございます。

次に、27ページから33ページでございます。

第9号から第11号までの議案は、現在加入している一部事務組合について、平成18年3月20日をもって神埼町、千代田町及び脊振村が合併いたしましたので、組織する地方公共団体の数を減少することにしたものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

9件の議案について一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。第3号議案から第11号議案まで9件の議案については、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案から第11号議案まで9件の議案については、所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより第3号議案から第11号議案までの討論及び採決を行います。討論及び採決は議案ごとに行います。

まず最初に、第3号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第3号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第4号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第4号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第5号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第5号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第6号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第6号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第7号議案について討論を開始します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第7号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第8号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第8号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第9号議案について討論を開始します。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第9号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第10号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第10号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第11号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第11号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第12. 第12号議案 平成17年度武雄市一般会計暫定補正予算（第1回）の専決処分の承認についてから、日程第18. 第18号議案 平成17年度武雄市給湯事業特別会計暫定補正予算（第1回）の専決処分の承認についてまで、7件の議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

議案集34ページから47ページでございます。

第12号から第18号までの議案は、3月1日付で専決処分した平成17年度武雄市一般会計暫定予算及び平成17年度武雄市国民健康保険特別会計暫定予算等六つの特別会計暫定予算について、予算の補正が必要となったことから、3月17日付で補正予算として定めたものでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

7件の議案について、一括質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。第12号議案から第18号議案まで7件の議案については、所管の常任一般会計付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案から第18号議案まで、7件の議案については所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより第12号議案から第18号議案までの討論及び採決を行います。討論及び採決は議案ごとに行います。

まず最初に、第12号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第12号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第13号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第13号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第14号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第14号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第15号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

第15号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第16号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第16号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第17号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第17号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第18号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第18号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第19. 第19号議案 平成18年度武雄市一般会計暫定予算ほか11件の予算の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

議案集48ページからでございます。

第19号議案は平成18年度の本市の一般会計、特別会計及び企業会計の12の会計予算について暫定予算として定めたものでございます。

この暫定予算は、本予算が成立するまでのつなぎの予算として、その期間を平成18年4月から6月までの3カ月間として編成しておりまして、歳入についてはこの期間内の収入見込み額を計上し、歳出については、人件費、扶助費等の義務的経費を中心に、期間内における支出負担行為見込み額を計上しております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第19号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第19号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第19号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。御異議がありますので、起立により採決を行います。

第19号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第19号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第20. 第20号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認について及び日程第21. 第21号議案 武雄市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

議案集50ページからでございます。

第20号議案は、武雄市職員の給与に関する条例を改正するものでございます。この条例の改正は、平成17年人事院勧告に基づき、国において国家公務員の給与制度が改定されたことに伴い、本市職員の給与を国家公務員の給与制度に準じて改正するものです。

条例の改正内容につきましては、国家公務員の給与制度に準じて、行政職給料表ではその水準を全体として平均4.8%引き下げ、現行の1級、2級及び4級、5級を統合しています。

また、きめ細かい勤務実績の反映を行うため、現行の号給を4分割し、年4回の昇給時期を1月1日の1回に統一するほか、地域手当の創設や枠外昇給制度及び特別昇給の廃止、昇格時の号給決定の改正等を行っております。

次に、82ページからをお願いします。

第21号議案は、武雄市職員退職手当に関する条例を改正するものでございます。

この条例の改正につきましても、本市職員の退職手当を国家公務員の退職手当の制度に準じて改正するものです。昭和28年度の制度創設以来の抜本的改革で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設するものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第20号議案及び第21号議案について一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。第20号議案及び第21号議案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第20号議案及び第21号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより第20号議案及び第21号議案の討論及び採決を行います。討論及び採決は議案ごとに行います。

まず、第20号議案について討論を開始いたします。5番大河内議員

○5番（大河内 智君）〔登壇〕

第20号議案に対する反対討論をさせていただきます。

このこと、先ほど執行部の方から提案説明がありましたけれども、国家公務員の給与改定に準じる市職員の給与改定ということですが、実はこの間、地方公務員における給与関係が地場の経営者、さらにはそこで働く方々の給与にも大変大きく影響していることは、この議会でも討論されました。

中央の場合は、どうしても民間準拠という方式がありますけれども、地方の場合においては、民間の経営者は地方公務員の給与に準じてその判断がされています。そういう中で、私の場合でも、以前どうしても民間の場合は地方公務員の給与に、例えばプラスの場合、マイナスの場合、そういうことも参考にされました。今回4.8%の減額がなされていますが、これがますます地方における影響が大きいものであろうというふうに判断し、この改定につきましては反対いたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。本案につきましては御異議がありますので、起立により採決を行います。

第20号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第20号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第21号議案について討論を開始します。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

本案についても御異議がありますので、起立により採決を行います。

第21号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第21号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第22. 第22号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎市民環境部長

○藤崎市民環境部長〔登壇〕

議案集98ページでございます。

第22号議案について御説明申し上げます。

第22号議案は、武雄市税条例の一部を改正するものでございます。地方税法の一部を改正する法律が公布施行となり、4月1日から施行される分について、これに伴う所要の改正を行うものであります。改正の主な内容といたしましては、個人市民税の均等割の非課税の判定、個人市民税の所得割の非課税の範囲の改正、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告において、耐震基準適合住宅についての適用が追加、平成18年度が評価がえの基準年度に当たるので、これに伴う制度の改正、租税条例実施特別法の改正による条約適用利子及び条約適用配当等に係る個人市民税の課税の特例の追加の改正となっております。

以上で第22号議案について御説明を終わらせていただきます。よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第22号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第22号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第22号議案について討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

第22号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例については反対であります。中でも、第24条第2項中、176千円を加算したこの旧来の条例ですけれども、これを、168千円を加算したに改めること、さらに附則第5条第1項では、350千円を320千円に改める件についてであります。

この税条例改定に伴う個人市民税の影響額ですけれども、均等割額でここに該当する者10名、あるいは所得割額で該当する者97名だということであります。人数も影響額も、これだけを見れば小さいようでもありますけれども、もう既に17年度老年者控除で所得割が500千円の控除の廃止、均等割で480千円の控除が廃止になり、この影響をこの議会でも指摘したことがありますけれども、所得割で影響を受ける人が919名、均等割で影響を受ける人が1,140名、影響額では16,350千円でありました。

さらに、ことしに入っては、65歳以上で前年の合計所得が1,250千円以下の非課税措置、これが廃止になりました。いわば一連の負担増の連続でありますけれども、全体にどう影響が広がっているか、所得割では153名、均等割では1,004名に影響が広がっております。次から次へと負担増が相次いでいるわけであります。

こういう流れの中で、今回の条例改定も実施されております。国の法律の改定に沿ったものであるにせよ、国は法人税減税には手をつけず勤労者への増税、これが相次いでいる状況の中で、不公平感、あるいは所得の格差が広がるばかりであります。

以上のことを指摘して、第22号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例についての反対の討論といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。本案につきましても御異議がありますので、起立により採決を行います。

第22号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第22号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第23. 第23号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

○中原福祉保健部長〔登壇〕

第23号議案について説明を申し上げます。

議案集106ページの武雄市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。本議案につきましても、地方税法の一部を改正する法律が公布施行になり、4月1日から施行される分について、それに伴う所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、介護納付金課税額の改正、平成18年度分及び19年度分の公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の減額の特例の追加改正、平成18年度及び19年度における国民健康保険税の所得割額の算定の特例の追加改正されたものでございます。

さらに、条約適用利子及び条約適用配当に係る国民健康保険税の課税の特例の追加改正となっております。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第23号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第23号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第23号議案について討論を開始いたします。22番平野議員

○22番（平野・夫君）〔登壇〕

第23号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対であります。

介護納付金課税額を所得割額、均等割額、世帯別平等割額の合算額が80千円を超える場合においては介護納付金課税額が80千円であったものを、90千円を超える場合においては90千円とする内容であります。

先ほどの条例第55号 国民健康保険税条例の改定の議案でも述べましたように、介護分の増税額は、概算ですけれども、全体で13,436千円見込まれております。

介護保険料がことし18年4月1日より41%の値上げが決められ、実施されております。県平均23%をはるかに上回る大幅値上げ、これに対して、65歳以上の被保険者というのは本当に生活が圧迫されるという状況であります。平均基準額月3,600円が5,100円に、41%の値上げです。これらとも関連した負担増につながっていくわけでありまして、このことを

指摘して反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。本案についても御異議がありますので、起立により採決を行います。

第23号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、第23号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第24. 第24号議案 平成17年度武雄市一般会計暫定補正予算（第2回）の専決処分の承認についてから、日程第28. 第28号議案 平成17年度武雄市病院事業会計暫定補正予算（第1回）の専決処分の承認についてまで、5件の議案を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

○大庭総務部長〔登壇〕

議案集111ページから120ページでございます。

第24号から第28号までの議案は、平成17年度武雄市一般会計暫定予算、平成17年度武雄市公共下水道事業特別会計暫定予算等三つの特別会計暫定予算及び企業会計の平成17年度武雄市病院事業会計暫定予算について、3月31日付で補正予算として定めたものです。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

5件の議案について一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。第24号議案から第28号議案までの5件の議案については、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案から第28号議案まで、5件の議案については所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより第24号議案から第28号議案までの討論及び採決を行います。討論及び採決は議案ごとに行います。

まず最初に、第24号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第24号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第25号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第25号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第26号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

本案につきましても御異議がありますので、起立により採決を行います。

第26号議案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第26号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第27号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第27号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、第28号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第28号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第29. 第29号議案 武雄市過疎地域自立促進計画の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田企画部長

○前田企画部長〔登壇〕

第29号議案 専決処分の承認について（武雄市過疎地域自立促進計画）について説明申し上げます。

議案集は121ページでございます。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年4月1日に施行され、平成12年度から平成21年度までの10年間の時限立法でございます。同法第2条の過疎地域の要件に該当する地域である旧杵島郡北方町は、合併後においても、同法第33条第2項により過疎地域とみなしてこの法律の規定を適用されることから、同法第6条第1項に基づき過疎地域自立促進市町村計画を策定するものでございます。

計画の内容につきましては、同条第2項に定める事項で、平成17年3月旧北方町で策定されたものを基本としております。この市町村計画は、同法第6条の第1項の規定により、議会の議決事項でございますが、新年度においても継続して実施している事業について同法の適用を受けるため、3月31日に県との協議が調いましたので、同日市長職務執行者による専決処分を行っております。議会の承認を求めるものでございます。

以上、第29号議案の補足説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第29号議案について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第29号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第29号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、議事の都合上1時30分まで暫時休憩をいたします。

休	憩	12時
再	開	13時32分

○議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開いたします。

日程第30. 第30号議案 武雄市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例を議題とい

たします。

提出者から補足説明があれば説明を求めます。松尾経済部長

○松尾経済部長〔登壇〕

第30号議案 武雄市農業委員会に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案集123ページです。

議案参考資料の57ページに新旧対照表を掲載しておりますので、一緒にごらんいただきたいと思います。

本議案は、条例第3条中農業委員会の委員の各選挙区において選挙すべき委員の定数を改正するものです。平成18年3月1日の合併時の各選挙区の定数につきましては、農業委員会等に関する法律第10条第5項に基づき、平成17年3月31日に確定いたしました選挙人名簿登録者数により、同法第10条の2第3項を適用し、おおむね選挙人の数に比例して定めたところでございます。

なお、本条例につきましては、第1号議案において専決処分として御承認をいただきました。

現在の農業委員会委員の任期は本年7月19日をもって満了いたしますが、委員の選挙を控えまして、直近の選挙人名簿が平成18年3月31日をもって確定いたしましたので、その登録者数により今回定数の改正をお願いするものであります。

改正内容でございますが、第1選挙区、この区域は武雄町、橘町、朝日町となりますが、定数5人を6人に改正するものです。

それから、第4選挙区、この区域は山内町となりますが、定数10人を8人に改正するものです。

また、第5選挙区、この区域は北方町となりますが、定数4人を5人に改正いたします。

改正に当たりましては、合併時の定数設置と同様に、公平を期するために選挙人名簿、登録者数に比例して定めております。附則では、この条例は公布の日から施行し、この条例施行の日以後、最初に行われる農業委員会の選挙による委員の一般選挙から適用するとしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第30号議案について質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第30号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第30号議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 第31号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第31号議案の監査委員の選任について御説明いたします。

合併に伴い旧1市2町の監査委員は失職されておりますので、新市の監査委員として松尾久氏をお願いしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。松尾氏の経歴につきましては議案に添付しております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第31号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第31号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第31号議案 監査委員の選任について同意を求める件について御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第31号議案、すなわち松尾久氏を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第32. 第32号議案 監査委員の選任についてを議題といたします。

本案の審議に際し、地方自治法第117条の規定に基づき、28番富永議員の退席を求めます。

〔富永議員退席〕

提出者から補足説明があれば、説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第32号議案の監査委員の選任について御説明いたします。

本議案は、第31号議案と同様に新市の監査委員として富永起雄氏をお願いしたいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。富永氏の経歴につきましては、議案に添付しております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第32号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第32号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第32号議案 監査委員の選任について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第32号議案、すなわち富永起雄君を武雄市監査委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

富永議員の除斥を解きます。

〔富永議員戻席〕

日程第33. 第33号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第33号議案の教育委員会委員の任命について御説明いたします。

合併後の武雄市教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第1項の規定により、市長職務執行者におきまして、旧1市2町の教育委員会委員であった者のうちから臨時に選任されており、その任期は今臨時会の会期の末日まで

となっております。よって、同法第4条第1項の規定により、武雄市教育委員会委員として大石隆敬氏をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。同意をお願いする大石氏の経歴につきましては、議案に添付しております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第33号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第33号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第33号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第33号議案、すなわち大石隆敬氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決定いたしました。

日程第34. 第34号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第34号議案の教育委員会委員の任命について御説明いたします。

本議案は第33号議案と同様に武雄市教育委員会委員として朝重節男氏をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。同意をお願いする朝重氏の経歴につきましては、議案に添付しております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第34号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。
第34号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第34号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第34号議案、すなわち朝重節男氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第35. 第35号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第35号議案の教育委員会委員の任命につきまして御説明いたします。

本議案につきましても、武雄市教育委員会委員として森昭利氏をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。森氏の経歴につきましては、議案に添付しております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第35号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。
第35号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決をいたします。第35号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第35号議案、すなわち森昭利氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第36. 第36号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第36号議案の教育委員会委員の任命につきまして御説明いたします。

本議案につきましても、武雄市教育委員会委員として後藤明子氏をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。後藤氏の経歴につきましては、議案に添付しております。以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第36号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第36号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決をいたします。第36号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第36号議案、すなわち後藤明子氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第37. 第37号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第37号議案の教育委員会委員の任命につきまして御説明いたします。

本議案につきましても、武雄市教育委員会委員として庭木信昌氏をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。庭木氏の経歴につきましては、議案に添付いたしております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第37号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。第37号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決します。第37号議案 教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第37号議案、すなわち庭木信昌氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第38. 第38号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第38号議案の固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして御説明いたします。

合併後の武雄市固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条第8号等の規定により、旧1市2町の固定資産評価審査委員会の委員であった者から選任され、その任期は今臨時会において議会の同意を得て、当該委員が選任されるまでの間となっております。

したがって、地方税法第423条第3項の規定により、武雄市固定資産評価審査委員会委員として山口傳次氏をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。山口氏の経歴につきましては、議案に添付をいたしております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第38号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第38号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決いたします。第38号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第38号議案、すなわち山口傳次氏を武雄市固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第39. 第39号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第39号議案の固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして御説明いたします。

本議案は第38号議案と同様に武雄市固定資産評価審査委員会委員として蒲地義浩氏をお願いいたしたく、議会の同意を求めるものであります。蒲地氏の経歴につきましては、議案に添付しております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第39号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第39号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決をいたします。第39号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第39号議案、すなわち蒲地義浩氏を武雄市固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第40. 第40号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

第40号議案の固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして御説明いたします。

本議案につきましても、武雄市固定資産評価審査委員会委員として徳永正敏氏をお願いしたたく、議会の同意を求めるものであります。徳永氏の経歴につきましては、議案に添付しております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

第40号議案について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

第40号議案について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

採決をいたします。第40号議案 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件は、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第40号議案、すなわち徳永正敏氏を武雄市固定資産評価審査委員会委員に選任することに同意を求める件は、これに同意することに決しました。

日程第41. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして御説明いたします。

人権擁護委員の杉岡龍道氏の任期が6月末日をもって満了いたしますので、杉岡氏を引き続き人権擁護委員候補者として推薦したいと考えております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。杉岡氏の経歴につきましては、添付しております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

諮問第1号について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第1号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号、すなわち杉岡龍道氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定いたしました。

日程第42. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして御説明いたします。

人権擁護委員の東シゲヨ氏の任期が6月末日をもって満了いたします。その後任といたしまして、杉岳覚昭氏を人権擁護委員候補者として推薦したいと考えております。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。杉岳氏の経歴につきましては、添付いたしております。

以上であります。

○議長（杉原豊喜君）

諮問第2号について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号は所管の常任委員会付託を省略いたします。

諮問第2号について討論を開始いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を市長に答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号、すなわち杉岳覚昭氏の人権擁護委員候補者の推薦については、何ら異議なき旨を答申することに決定しました。

日程第43. 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

○大石建設部長〔登壇〕

報告第1号 専決処分の報告について説明をしたいと思います。

議案集の124ページでございます。

この件につきましては、市道維持管理上の起因による事故に対する損害賠償の額について、平成18年3月16日に専決処分したものでございます。

事故の内容について御説明いたします。

平成18年2月28日午後6時30分ごろ、市道インター東線の武雄北方インターチェンジ付近の側道を走行中、道路上に穴ぼこがあり、ステップワゴン車の前輪及び後輪の片輪が落ち込み、タイヤ及びホイールを破損したものでございます。

当時は雨で路面状況が悪く、水たまりが見られ、穴ぼこに気づかず走行中の物損事故でございます。損害賠償額は、タイヤ及びホイールの交換に係る経費として95,424円でございます。損害賠償額は双方合意をいたしておりますので、御報告いたします。

この賠償額につきましては、社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険から全額補てんされるものでございます。

なお、市道の維持管理につきましては、今後も安全を期してまいりたいというふうに考えております。

以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

報告第1号について質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第1号は法令に基づき提出された報告でございますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第44. 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。杵藤地区広域市町村圏組合規約第5条第2項の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議員2名の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選による二つの方法があります。

そこでお諮りいたします。この選挙については、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

次にお諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、私において指名をいたします。

21番吉原君、24番不肖杉原の両名を指名いたします。ただいま指名いたしました21番吉原君、24番不肖杉原を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、21番吉原君、24番不肖杉原が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました21番吉原君、不肖杉原が議場におりますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選者を代表して、21番吉原君より杵藤地区広域市町村圏組合議会議員当選の承諾の旨のあいさつをお願いいたします。21番吉原議員

○21番（吉原武藤君）〔登壇〕

ただいま御紹介いただきました、杵藤地区広域市町村圏組合の議員に当選をさせていただきました、吉原武藤でございます。もう皆様も御存じのとおり、杵藤地区広域市町村圏組合というところは非常に問題も多いところでございます。そしてまた、いろいろ議会の形式も大変この市議会とは違うようでございますけれども、ひとつ精いっぱい頑張っていく所存でございますので、よろしく御支援のほどをお願いしたいというふうに思います。（拍手）

○議長（杉原豊喜君）

承諾のあいさつどうもありがとうございました。

日程第45、杵東地区衛生処理場組合議会議員の選挙を行います。杵東地区衛生処理場組合規約第7条の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから組合議会議員の2名の選挙を行います。選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推選による方法があります。

そこでお諮りいたします。この選挙については、指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名をいたします。17番小池君、29番黒岩君、両名を指名いたします。

ただいま指名いたしました17番小池君、29番黒岩君を杵東地区衛生処理場組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、17番小池君、29番黒岩君が杵東地区衛生処理場組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました17番小池君、29番黒岩君が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選者を代表して、29番黒岩君より杵東地区衛生処理場組合議会議員の当選の承諾の旨のあいさつをお願いいたします。

○29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいま御指名いただきました黒岩並びに小池でございます。今までの経験を生かして精いっぱい頑張りますので、皆さん方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

以上です。（拍手）

○議長（杉原豊喜君）

どうもありがとうございました。

日程第46、杵島工業用水道企業団議会議員の選挙を行います。杵島工業用水道企業団規約第5条第1項第1号の規定に基づき、武雄市議会議員のうちから1名及び同条第1項第2号の規定に基づき、市の補助職員のうちから1名の企業団議会議員の選挙を行います。選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定による投票と、同条第2項の規定による指名推薦による方法があります。

そこでお諮りいたします。この選挙については、指名推薦によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦にすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、私において指名をいたします。規約第5条第1項第1号の規定に基づく議員に

26番川原君を、同条同項第2号の規定に基づく議員に武雄市経済部長松尾茂樹君を指名いたします。

ただいま指名いたしました26番川原君及び武雄市経済部長松尾茂樹君を杵島工業用水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、26番川原君及び武雄市経済部長松尾茂樹君が杵島工業用水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました26番川原君が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

26番川原君、杵島工業用水道企業団議会議員の当選の承諾の旨のあいさつをお願いいたします。26番川原議員

○26番（川原千秋君）〔登壇〕

ただいま御推選いただきました川原でございます。杵島工業用水道企業団というのは私も初めてでございますが、旧北方町の方からということで今回お受けいたしました。しっかり頑張りますので、またよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（杉原豊喜君）

どうもありがとうございました。

日程第47. 閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第104条の規定に基づき、お手元に配付のとおり各常任委員長及び議会運営委員長から、議長あてそれぞれ閉会中の継続調査申し出が提出されております。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件をそれぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の調査中の事件については、申出書のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成18年4月武雄市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 14時9分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議長 杉原 豊喜

〃 副議長 牟田 勝浩

〃 臨時議長 谷口 攝久

〃 議員 上田 雄一

〃 議員 松尾 陽輔

〃 議員 古川 盛義

会議録調製者 緒方正義